# 社会福祉法人伊豆社会福祉事業会 役員報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊豆社会福祉事業会(以下「この法人」という)の定款第 21条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よ

る。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬)

第3条 役員は無報酬とする。

#### (公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める 報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### 附則

この規程は、平成30年 6月 7日 から施行する。